

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 8 年 8 月 2 4 日

収支等命令者

佐賀県政策部 政策企画監 納富 大介

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 業務名称 | 波戸岬少年自然の家厨房用ボイラー改修工事 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 波戸岬少年自然の家厨房用ボイラー改修工事仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 9 年 3 月 1 2 日（金）まで |
| (4) 履行場所 | 波戸岬少年自然の家（佐賀県唐津市鎮西町） |

2 入札参加資格者に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 「令和 8 年度佐賀県建設業者」に登録されている者、もしくは建設業許可を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式1）、営業概要書（別紙様式2）を令和8年9月9日（水）午後5時までに下記の担当課に郵送（必着）してください。

※配達事故を防ぐため、書留郵便等の配達記録が残る方法とすること。

なお、提出資料に不備があった場合や受付締切日時までに到達しなかった場合は、資格審査の際「入札参加資格無し」となるので注意してください。

また、入札参加資格確認申請等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、任意の辞退届をメールにより提出し、担当課に送信した旨を連絡してください。

【担当課】

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号 佐賀県庁新館5階

佐賀県政策部 MIGAKI 担当

TEL 0952-25-7230

E-mail:migaki@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認について

3で提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和8年9月14日（月）までに通知します。

5 公告に関する質問・回答

（1）公告に関する質問

受付期間：令和8年9月4日（金）午後5時まで

受付方法：質問書（別紙様式3）を持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）又はメールにより受付可能ですが、送信後担当課に質問書が到達したことを確認してください。

（2）質問に対する回答

回答期限：令和8年9月9日（水）

回答方法：佐賀県ホームページに掲載

（3）質問書送付先 3の担当課に同じ

6 入札書の提出日時及び提出場所

（1）開札日 令和8年9月24日（木）午前10時00分

（2）開札場所 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県庁新館5階 政策部部内会議室

（3）提出方法 入札は入札書（別紙様式4）により、書留郵便にて令和8年9月18日（金）

午後5時までに書留郵便にて3の担当課宛て必着とします。また、封筒に

「波戸岬少年自然の家厨房用ボイラー改修工事入札書在中」と朱書きしてください。

提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封しません。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

8 その他

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載してください。

(2) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行なった者

ウ 入札書の内容、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(4) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは、日を改めて再度の入札を行う。

再度入札は2回を限度とし、再度入札においても落札者がいない場合は、2回目の再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

(5) 問合せ先

佐賀県政策部 MIGAKI 担当 電話 0952-25-7230